

令和4年度

医療法人医仁会 武田総合病院

受講生募集要項
(第3期生募集用)

医療法人医仁会 武田総合病院
看護師特定行為研修室

1. 武田総合病院の看護師特定行為研修基本理念

思いやりの心、地域社会の信頼、職員相互の信頼を基本とし、患者・社会のニーズに応え、医師・歯科医師・医療スタッフから期待される役割を發揮できる看護師を育成する。

2. 沿革

当院は、京都市南東部の総合病院として地域医療の中核を担っており、高度急性期、急性期医療から回復期までの幅広い医療を提供しています。急性期医療では、6診療科（内科、外科、循環器内科、脳神経外科、小児科、産婦人科）が24時間態勢であり、救急医療センターを中心として、年間約4,100件の救急車搬送を受け入れ、加えて、年間20,000件の時間外患者に対応しています。救急車からの入院件数は年間1,900例、時間外外来からの入院数は、年間2,000例に達します。また、手術件数は年間3,500件に及びます。回復期医療としては、機能回復を目的とした総合リハビリセンターを併設、令和2年には回復期リハビリテーション病棟も開設し、患者サポートセンターを中心に地域の診療所、地域包括支援センターや訪問看護ステーションと密接な連携をとることにより、社会復帰や在宅療養を支援しています。また、医療従事者の臨床教育にも力を注いでおり、臨床医学教育の面では、指導医講習会を終了している指導医は70名にのぼります。看護師教育においても、ラダーを軸に教育システムを構築して、off JT、OJTを効果的に適応させ個別性を考慮した教育計画の下、自己教育力の育成にも努める等積極的に人材育成に取り組んでいます。看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図るため資格認定制度も積極的に奨励し、現在19名の認定看護師がそれぞれの専門性を發揮して医療・看護の質の向上に寄与しています。

3. 特定行為研修の目的・目標

特定行為研修は、地域医療及び高度医療の現場において、医療安全に配慮しつつ、高度かつ専門的な知識と技術を持ち、チーム医療のキーパーソンとしての役割を發揮できる看護師を育成します。

研修目的

- 1) 地域医療及び高度医療の現場において、迅速かつ包括的なアセスメントを行い、当該特定行為を行う上での知識、技術及び態度の基本的能力を養う。
- 2) 地域医療及び高度医療の現場において、患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実施できる基礎的能力を養う。
- 3) 地域医療及び高度医療の現場において、問題解決にむけて、多職種と効果的に協働できる能力を養う。
- 4) 医師又は歯科医師より手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の行為を適切に行うための基礎的な実践能力を養う。

4. 修了要件

本研修を修了するためには、次の条件を満たす必要があります。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格すること
- 2) 1) 終了後、選択した区分別科目、領域別パッケージを履修し、一部の科目では実技試験に合格すること

*本研修修了者には、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令に基づき、修了した特定行為区分、領域別パッケージごとの終了証を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出します。

5. 定員

定員：14名

*医療法人医仁会以外の受講生を若干名募集いたします。

*基本、臨地実習は所属病院で実施となります。

6. 研修期間

研修期間：1年間

実施日程

令和4年4月	開校式
4月～9月中旬	共通科目：e-ラーニングによる講義、対面式による演習、実習など
9月中旬～11月下旬	区分別科目及び領域別パッケージ： e-ラーニングによる講義、対面式による演習、実習など
11月～令和5年3月	区分別科目及び領域別パッケージ：臨地実習
3月	修了式

*区分別科目は複数選択可です。

なお、在籍期間は、最長2年間とします。

7. 研修内容と時間数

研修は、共通して学ぶ「共通科目」と特定区分ごとに学ぶ「区分別科目」「領域別パッケージ」に分かれており、講義、演習または実習によって行われます。

- 1) 共通科目（必修科目）：特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目（研修期間：5.5ヶ月）

科目	時間数				
	講義	演習	実習	評価	合計
臨床病態生理学	29	1		1	31
臨床推論	26.5	16	1	1.5	45
フィジカルアセスメント	17.5	2	17.5	8	45
臨床薬理学	32.5	11.5		1	45
疾病・臨床病態概論	37	3		1	41
医療安全学/特定行為実践	22.5	17	3.5	2	45
	165	50.5	22	14.5	252

* 共通科目は、e-ラーニングを中心とした講義を受講し、確認テストに合格すること。演習は関連するe-ラーニング講義を履修した後実施し、指導医の観察評価により合格基準を満たすこと。実習は、関連する講義・演習を履修した後に実施し、指導医の観察評価により合格基準を満たすこと。その後、科目修了試験に合格すること。

- 2) 区分別科目：（選択科目）

特定行為に必要とされる能力を身につけるための科目（研修期間：6.5ヶ月）

特定行為区分	時間数				
	講義	演習	実習	評価	合計
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	8	—	5 症例	1 (OSCE)	9 + 各 5 症例
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	19.5	7	各 5 症例	2.5	29 + 5 症例
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	7	—	5 症例	1 (OSCE)	7 + 5 症例
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル）関連	6	—	5 症例	1	7 + 5 症例
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	31	—	5 症例	1 (OSCE)	8 + 5 症例
創傷管理関連	31	—	各 5 症例	3 (OSCE)	34 + 各 5 症例

動脈血液ガス分析関連	11.5	—	各 5 症例	1.5 (OSCE)	13+ 5 症例
栄養及び水分管理に係る 薬剤投与関連	12.5	2	各 5 症例	1.5	16+ 各 5 症例
血糖コントロールに係る 薬剤投与関連	11	3	5 症例	2	16+ 5 症例
循環動態に係る薬剤投与 関連	18	6.5	各 5 症例	3.5	28+ 各 5 症例
精神及び神経症状に係る 薬剤投与関連	17.5	6	各 5 症例	2.5	26+ 各 5 症例

* 区分別科目は e-ラーニングを中心とした講義を受講し、確認テストに合格すること。演習は関連する e-ラーニング講義を履修した後実施し、指導医の観察評価により合格基準を満たすこと。実習（患者に対する実技）は関連する講義・演習（ペーパーシミュレーション）・手技練習（模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習）を履修した後実施し、指導医の観察評価により合格基準を満たすこと。OSCEのある科目に関しては、実習（患者に対する実技）の前に OSCE に合格する必要がある。その後、修了試験に合格すること。

3) 領域別パッケージ：選択

(1) 救急領域パッケージ

特定行為区分の名称	講義	演習	実習	評価	合計
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	8	—	5 症例	1 (OSCE)	9 + 5 症例
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	20.5	6	各 5 症例	2.5	29+ 各 5 症例
動脈血液ガス分析	11.5	—	各 5 症例	1.5 (OSCE)	13+ 各 5 症例
栄養及び水分管理に係る 薬剤投与関連	9	1	5 症例	1	11* 5 症例
精神及び神経症状に係る 薬剤投与関連	10.5	2	5 症例	1.5	14+ 5 症例

(2) 集中治療領域パッケージ

特定行為区分の名称	講義	演習	実習	評価	合計
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	8	—	5 症例	1 (OSCE)	9 + 5 症例
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	16	5	各 5 症例	2	23+ 各 5 症例
循環器関連	6	1	5 症例	1	8 + 5 症例

栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	6	—	5 症例	1	7 + 5 症例
動脈血液ガス分析関連	8	—	5 症例	1 (OSCE)	9 + 5 症例
循環動態に係る薬剤投与関連	13.5	4	各 5 症例	2.5	20 + 各 5 症例

*領域別パッケージは e-ラーニングを中心とした講義を受講し、確認テストに合格すること。演習は関連する e-ラーニング講義を履修した後実施し、指導医の観察評価により合格基準を満たすこと。実習（患者に対する実技）は関連する講義・演習（ペーパーシミュレーション）・手技練習（模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習）を履修した後実施し、指導医の観察評価により合格基準を満たすこと。OSCE のある科目に関しては、実習（患者に対する実技）の前に OSCE に合格する必要がある。その後、修了試験に合格すること。

3) 履修免除

既に共通科目の全て、もしくは区分別科目の一部を履修している場合は、履修免除の対象となります。所定の書類を申請の上、特定行為研修管理委員会が当該科目の履修免除を認めた場合には、その履修時間の全部または一部を免除します。

8. 受講モデル

共通科目を修得後、選択した区分別科目、領域別パッケージを履修します。特定科目の区分別科目は複数選択できます。区分別科目ごとに筆記試験、実習期間が異なります。

9. 受講資格

次の①～③のいずれの要件も満たしていることが必要です。

- ①看護師免許を有すること
- ②看護師免許取得後、通算 5 年以上の看護実務経験を有すること
- ③所属長の推薦を有すること

10. 出願手続き

【提出書類】

- 1) 特定行為研修受講申請書（別記様式 1）
- 2) 研修科目および区分別科目受講申請書（別記様式 2）
- 3) 履歴書（別記様式 3）
- 4) 志望理由書（別記様式 4）
- 5) 受講推薦書（別記様式 5）
- 6) 既修得科目履修免除申請書 *必要者のみ（別記様式 6）
- 7) 看護師免許（写）

*提出書類の返却には対応しません。

【送付先】

〒601-1495

京都府京都市伏見区石田森南町 28 番地の 1

医療法人医仁会 武田総合病院

看護師特定行為研修室

※必ず「郵便書留」で送付するか、直接持参のこと

電話：075-572-5466（代表）問い合わせ窓口：看護師特定行為研修室

【出願期間】

令和3年12月1日（水）～令和3年12月29日（水）

【審査料】 10,000 円

納付期限 令和3年12月1日（水）～令和4年1月12日（水）

審査料は、本院から送付する納付書に基づき振り込んでください。

11. 選考方法

書類選考・面接

選考結果については、本人宛簡易書留速達にて郵送予定。電話や FAX での合否の問い合わせは不可です。

12. 面接日程

令和4年1月19日（水曜日）・20日（木曜日）

13. 受講手続きと納付金について

受講手続き詳細については以下参照して下さい。なお、納付金（消費税込）は受講手続き後、本院から送付する納付書に基づき振り込んでください。

納付金

- ①入講料 20,000 円
- ②共通科目の受講料 400,000 円
- ③区分別科目の受講料

特定行為区分	受講料
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	50,000
呼吸器（人工呼吸療法にかかるもの）関連	80,000
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	35,000
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	35,000
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	35,000
創傷管理関連	80,000
動脈血液ガス分析	70,000
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	60,000
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	60,000
循環動態に係る薬剤投与関連	100,000
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	100,000
救急領域パッケージ	300,000
集中治療領域パッケージ	300,000

※収めた受講料は原則として返還いたしません。

※研修のための宿泊及び交通費等は各自にて実費負担となります。

※研修終了後、一般教育訓練給付金が受けられます。